

電気取扱業務に係わる特別教育(案)

低圧労働安全衛生特別教育講習会

(低圧充電電路等、開閉器操作業務の特別教育)

労働安全衛生法 第59条で「事業者は、労働者を雇い入れたときは、該当労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」と定められています。

この教育カリキュラムは、安全衛生特別教育規程 第6条の規定に準拠しており、事業者が行わなければならない特別教育に代えることができます。

講師： (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部所属
森山哲 有限会社森山技術士事務所 代表
博士 (工学)
技術士 (電気電子部門、総合技術監理部門)
労働安全コンサルタント CSP

顧客企業：

実施期日： お打ち合わせによる

実施場所： 貴社ご用意の研修室 (会議室)
貴社もしくは貴社手配の会議/研修施設

研修人員： 貴社社員約 15 名 (想定)

実施期間： 1 日間

実施内容： 安全衛生特別教育規定 (昭和 47 年労働省告示第 92 号、平成 25 年改訂) に
よります。カリキュラム詳細は別紙のとおりです。ただし休憩時間などは打
ち合わせ等により変更いたします。

今回の特別教育は、開閉器の操作の業務までをおこなうものです。活線作業
及び活線近接作業の方法の実技 (通常は 2 日目実施) は別途ご相談ください。

必要機材： PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー (23 色) をご用意下さい。
PC とデモ用機材、実技用分電盤は講師が用意・準備します。

テキスト： 弊社準備のパワーポイントにしたがって行います。パワーポイントの印刷も
貴社にてお願いします。副読本として「特別教育用テキスト 低圧電気取扱
安全必携」中央労働災害防止協会発行 (定価 630 円) を使用します。受講者
の方々のテキストは、貴社にてご用意下さい。

弊社で用意することをご希望であれば別途ご用命下さい。

修了証： 貴社にて発行をお願いします。弊社で発行することをご希望であれば別途
依頼下さい。

特記事項： 貴社の参加者は、技術者であり経験がある方々と聞いておりますので、厚生
労働省告示の内容に加えて、業務に必要な電気安全の知識の習得を目標とし
ます。

特別な配慮・レベルアップを受講の
方々に併せておこないます。

カルキュラム（法定）と開始終了時刻（案）

開始～終了	科目	時間	
8:30～8:35	開講挨拶、事務連絡		貴社
8:35～9:35	1. 低圧の電気に関する基礎知識 (電気の危険性、短絡、漏電、接地、絶縁)	1 時間	担当講師
9:35～11:35	2. 低圧の電気設備に関する基礎知識 (配電、変電、配線、電気使用設備、保守)	2 時間	担当講師
11:35～12:35	3. 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (絶縁用保護具、防具、検電器、安全用具)	1 時間	担当講師
12:35～13:20	昼食 (45 分間)		
13:20～14:20	4. 低圧の活線作業および活線近接作業の方法 (充電電路の保護、作業者絶縁保護、作業管理)	1 時間	担当講師
14:20～15:20	5. 低圧の活線作業および活線近接作業の方法 (救急処置、災害防止)	1 時間	担当講師
15:20～15:30	休憩		
15:30～16:30	6. 関係法令 (労働安全衛生関連法規)	1 時間	担当講師
16:30～17:30	7. 開閉器の操作に関する実技	1 時間	担当講師
17:30	終了挨拶、修了証、事務連絡		貴社

- 1) 教育の必要時間は、厚生労働省の安全衛生特別教育規程で定められています。
- 2) 開始・終了時刻は調整することが可能ですのでお問い合わせください。
- 3) 実技演習に使用する分電盤は2セットを講師が準備します。
- 4) 活線作業及び活線近接作業の方法の実技を含める場合は、2日目に実施します。その場合はカルキュラムの「7. 開閉器の操作に関する実技」はありません。

以上